

第8次赤穂市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 第8次赤穂市行政改革大綱（以下「行政改革大綱」という。）を策定するにあたり、市民の幅広い意見を求め、地域の実情に応じた改革、改善を推進するため、第8次赤穂市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、行政改革大綱の策定について、行財政改革推進本部に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

3 委員のうち若干名は、公募による選任とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長を務める。ただし、この要綱の施行後最初の委員会は市長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会へ関係職員の出席を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、行政改革大綱を策定するまでの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。